

知っておきたい

くらしのご用心

クーリング・オフ



クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引形態で契約をした場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解消できる制度です。

クーリング・オフができる取引と期間 (特定商取引法)

対象となる取引と期間は、特定商取引法やその他の法令等によって定められています。訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日間です。

訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス含む	8日間
電話勧誘販売	電話をかけさせられた場合も含む	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療*	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法。ネットワークビジネスともいう	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	20日間
訪問購入	貴金属などを事業者が買い取る取引	8日間

*脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

- ★通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。事業者が返品可否や返品期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。
- ★期間が過ぎてしまっても、また上記以外の取引でもその他の法令等によりクーリング・オフができる場合があります。まずはお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください。

編集・発行



独立行政法人

国民生活センター



手続きの方法

クーリング・オフは、販売業者に必ず書面で通知します。

Step 1

記入例を参考に、はがきを書いて、両面をコピーします。

Step 2

「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

Step 3

はがきのコピーと郵便局で受け取った受領証と一緒に保管しておきましょう。

チェックポイント



- ★支払った代金は全額返金してもらい、受け取った商品は販売業者へ引き取るように伝えます。商品の引き取り費用は販売業者の負担です。
- ★クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知します。
- ★無事に終わったら関係書類は5年間保管してください。
- ★クーリング・オフができるかどうか、書き方・手続き方法が分からないときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください。

クーリング・オフ通知の記入例

はがき表面



□□□-□□□□

〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

株式会社×××××
代表取締役 〇〇〇〇〇様

「株式会社×××××
代表者様」と
してもよい

はがき裏面

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社×××××
 営業所
担当者 ▲▲▲▲▲▲▲

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

〇年〇月〇日
〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇〇

お住まいの自治体の相談窓口

相談窓口のご案内

千歳市役所 3F 市民環境部市民生活課市民生活係（千歳市東雲町2丁目34）

電話：0123-24-0193 受付時間：平日 9:00～17:00